

## 第3回自治基本条例に関する小委員会次第

日時：平成16年2月17日（火）  
第7回上越地域合併協議会終了後  
会場：デュオ・セレッソ

開会

### 1 審議

- (1) 自治基本条例の制定の目的及び制定の在り方について
- (2) 自治基本条例の類型及び構成について

### 2 その他

閉会

## 第 2 回自治基本条例に関する小委員会グループ協議での意見

## 1 自治基本条例の制定の目的について

- ・ 自治基本条例は、住民の自治に関する基本的な憲法。
- ・ 自治基本条例は、自治体の憲法と認識している。
- ・ 自治基本条例は、最上位の条例、いわば憲法のようなものと位置付けるべき。
- ・ 自治基本条例の目的は、行政と市民がその役割と責務を明らかにし、グランドデザインを基本に、市民参加、市民主体の自主自立のまちづくりを進めることか。
- ・ 自治基本条例は新市の指針。権利、義務などについて、一人でも多くの市民にとって見やすく、分かりやすい条例としたい。
- ・ 新市民 21 万人の結束が大切であり、相互理解なくしてまちづくりは図れない。
- ・ 市民主体の自治のため、参加が中心になる。市民主体の自治であってほしい。
- ・ 目的、理念は市民が参加すること。
- ・ 新しいスタートに新しいシステムをつくっていくことを、どのように表現すべきか。住民に示さないと不安がっている。合併をどのようにとらえるかだと思う。

- ・ 合併しても住民が安心できるような事項を盛り込んでほしい。
- ・ 合併の不安解消のために前文から入っていききたい。
- ・ 合併のイメージは、最初バラ色だったが、灰色になり、今は黒色。このような中で、住民が安心し、まちに希望を持てるような新市の憲法としたい。
- ・ 若者たちが希望を持てるような前文があってもいいのではないか。
- ・ 旧上越市の住民であるか遠いところの住民であるかにかかわらず義務や利益の面において市民はあまねく平等であるといった普遍的な価値観を掲げるものとしてほしい。
- ・ 自由、平等など憲法に定められている普遍的なものを盛り込みたい。
- ・ 市民の権利と責任を明らかにしたものを目的にしてほしい。
- ・ 「平等」という事項が目的の中に含まれるべきである。
- ・ 新しい市の各地域が、差別なく平等な権利を受け、義務を果たしていかななくてはならない。
- ・ 合併後の姿を示すグランドデザインの「言葉」を保障するものが自治基本条例であり、これが、合併協議会で条例を協議する意義。地域自治組織は、条例にうたわれて初めていきってくる。
- ・ 新しい市ができるのだから、新しい市の方向性を示すものであってほしい。
- ・ 自治基本条例の目的はグランドデザインにあるので、頭に入れておかなければならない。
- ・ 吉川町のまちづくり基本条例制定時には昭和 20 年から 40 年ごろの農村時代をイメージして取り組んだ。隣近所同士での助け合い精神を重んじ、これを 21 世紀にいかすべく制定に当たった。自分の住む場所に対し、良さを見つけていかなければならない。
- ・ 新市に自治基本条例は必須。根本は 14 市町村の住民による人間関係にある。

## 2 自治基本条例の制定の在り方について

- ・ 条例は、住民に根ざしたものでないと意味がない。住民に加わってもらわないと条例がいきこないのではないか。
- ・ 前回配られた資料を勉強してきたが、ニセコ町のレベルまでいくにはできるだけ多くの住民から参加してもらわないと無理。
- ・ できるだけ市民が参加しやすいことが基本。ここで細部まで協議する必要はない。
- ・ 制定を急ぐ必要はない。皆で勉強すること、住民参加が重要なので、この場で条例の中身まで深く入り込むのはいかがなものか。
- ・ 14市町村の住民一人ひとりの気持ちを大切に条例化することが必要。
- ・ 地域には個性があり、これをうまくまとめることが必要。ワークショップにより課題を挙げ、意見を出し合うべき。
- ・ 地域の特色を含めて制定に当たらなければならない。
- ・ ここでは、深くまで入らない方がよいのではないか。
- ・ 自治基本条例は大まかに書いてあるようだ。内容まで細かく検討しなくてもよいと考える。
- ・ 限られた日程で条文までこぎつけるのは難しい。骨格までならいけるかと思うが。
- ・ 性急に制定を目指さなくてもよいのではないか。
- ・ 17項目のレベルまでが示されればよいのではないか。その後、新市において市民による議論を重ねることとすればよい。
- ・ 廃置分合の申請の議決が決まってから、条例制定の作業を進めてもらうように進言すればよい。
- ・ たたき台を各市町村に持ち帰って住民と議論してもよいのではないか。それを協議会で整理する中で平成17年1月1日より前にできればよい。
- ・ できれば1月1日から施行できればよい。
- ・ 1月1日から他のものと一緒に動けるようになればよい。
- ・ 自治基本条例制定に対するイメージづくりが大切。
- ・ 自治基本条例は改正することもできる。素案でよいから、まずは、つくることが重要。制定した上で、住民参加の下に改正してもよい。住民参加が時間の浪費につながることもある。
- ・ 自治基本条例は、変えることはできるが、できるだけ変えない方がよい。
- ・ グランドデザインを主体にしながら自治基本条例をつくっていけないか。
- ・ 自治基本条例は、グランドデザインを基準にする中で、各町村にある様々な条例を合体させてつくることもできる。
- ・ 目的やまちづくりの基本的なことをある程度決めて、市民の権利と責任を決めていけばよい。
- ・ 個々に持っている意見を出し合い、整理した上で、ニセコ町の事例を参考にするのもよい。上越市の事例では人権、共同参画、環境、福祉、景観の5つの基本条例が制定されており、これを基に話し合うのはどうか。
- ・ 各市町村の憲章、全国の先進的な例などがあるので、ここでは理念など一歩踏み込んだ議論をしていきたい。
- ・ 骨格づくりは難しいものではない。
- ・ 条例にどのようなことを入れたらよいかシンクタンクにたたき台をつくってもらい、それを基に議論してはどうか。

### 3 自治基本条例の類型について

- ・ この条例に抵触する条例は無効というほどの最高規範性を持ったものとしたい。そのようなものであれば、わずかな量であっても理解されるのではないか。
- ・ 自治基本条例には、すべての規範となるようなことを定め、細目は個別条例にゆだねるべき。
- ・ 具体的なものは別に条例等がつくられているので、自治基本条例はそれらを含めたものであるべき。
- ・ 類型としては、「自治基本条例タイプ」がよいと考える。
- ・ 自治基本条例は、細かくせず、簡潔で住民に理解してもらえるようなものとするべき。
- ・ 自治基本条例は、それを見れば市の姿が具体的に分かるという総括条例であるべき。大潟町の条例案は、町の位置から何からすべて書き込んである総括的なもの。
- ・ 類型については、項目を見れば上越市のイメージが分かるものがよいのではないか。
- ・ 清里村には環境条例がある。環境保全に対する取組みを盛り込んだ内容となることを希望する。
- ・ 上越市で、いろいろな条例があって、よくやって来れたもんだと感じている。

## 合併協議会への報告書（イメージ）

自治基本条例に関する小委員会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。

小委員会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、小委員会における議論が尊重されるよう、上越市に要望することを提案する。

### 記

#### 1 自治基本条例の制定の目的について

- 「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとで合併後のまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治の在り方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。
- このため、上越市においては、市民の権利と義務など、上越市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定めることを目的として、自治基本条例を合併後速やかに制定する必要がある。

#### 2 自治基本条例の構成について

上記の目的を達成するため、上越市における自治基本条例は、以下の内容とすることが適当である。

##### （１）自治基本条例の類型

\* グループ協議の結果を基に今後記載

##### （２）自治基本条例の構成

\* グループ協議の結果を基に今後記載

#### 3 自治基本条例の制定の在り方について

- 自治基本条例には、多くの市民の意見を反映させることが必要であり、合併後も含め、十分な時間をとって検討を進めることが望ましい。
- 一方、合併後の上越市の自治の在り方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要である。
- このため、上越市においては、多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の議決後には合併関係町村の住民が検討に参画できるような仕組みとすることが望まれる。